

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定による沖縄県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務

発出年月日：平成27年4月3日
文書番号：沖縄県公安委員会告示第36号
公表範囲：全文

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、沖縄県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成27年7月1日から施行する。

平成27年4月3日

沖縄県公安委員会

路線	区間
1 国道58号	沖縄県の全域
2 国道329号	全域
3 国道330号	全域
4 国道331号	全域
5 国道390号	全域
6 国道507号	全域
7 県道奥武山米須線	全域
8 県道那覇北中城線	全域
9 県道沖縄石川線	全域
10 県道那覇糸満線	全域
11 県道沖縄環状線	全域
12 県道宜野湾南風原線	全域
13 県道那覇宜野湾線	全域